

笠野原土地改良区だより 第 44 号

令和4年6月1日
笠野原土地改良区
鹿屋市下高隈町4173-1
電話(代)0994-45-3000
FAX 0994-45-3020



改修工事が完了した笠野原発電機場と関連施設



笠野原発電機場関連施設改修状況



発電機場外壁塗装



資材倉庫建設



ゲート改修

● 目 次 ●

表 紙

理事長挨拶・役員紹介 2
令和3年度 通常総代会について 3
令和2年度収支決算・
令和4年度事業計画・賦課金について 4

令和4年度 一般会計・特別会計収支予算の概要 ... 5
令和3年度 事業報告 6
事務連絡・お知らせ他 7・8

理事長挨拶



笠野原土地改良区

理事長 安藤 和文

初夏の候、組合員の皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より当土地改良区の運営に格段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨今、世界情勢が不安定となり、原油価格の上昇や資材の高騰により、農業も大変厳しい状況にあります。また、新型コロナウイルス感染症についても未だ予断を許さない状況であり、令和3年度通常総代会におきましても感染拡大防止対策により、書面議決を活用した少人数での開催となりました。一刻も早く終息、安定することを願うばかりです。

さて、当改良区に於きましては、本年度より土地改良法の改正に伴い会計処理を複式簿記へ移行いたしました。また、平成28年の災害発生時からの懸案事項でありました高隈ダム堆砂対策に取り組み、現在、関係機関と協議をしながら準備をすすめているところです。

国営施設機能保全事業については、事業実施から9年を経過しましたが、まだ多くの基幹施設の補修、改修が必要なことから事業の延長、計画変更を行い令和10年度採択予定の次期事業に向けて調整を行ってまいります。

平行して進めております県営事業、団体営事業は、施設全体を長期で整備する予定ですが、近年、突発漏水事故等の増大により、改修工事は、なるべく長期間の事業とならないよう、鹿児島県、鹿屋市、肝付町などの関係機関の協力を頂きながら事業工期の前倒しに努めてまいります。

発電事業については、既存の笠野原発電所の改修工事が無事終了し、2月から再稼働しており順調に運用しています。併せて、新規の高隈ダム発電事業も令和7年度の稼働に向け順調に推移しております。

最後になりますが、本年度も、国営・県営事業を始め、広範囲に事業を実施してまいりますので、組合員の皆様のご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

監 事			理 事													職名							
全 区			8	7	6	5	4	3	2	1	氏 名		住 所	備 考									
3			1	2	3	3	3	2	2	2	定数												
下津良人	西元貞幸	味吉成男	福田幹雄	中野純喬	山下繁	大倉正昭	田平一盛	下園幸一	小城鶴守	篠原憲幸	前田浩人	高橋見直	畠井孝二	若松治海	松下逸馬	梶原正憲	山中芳春	田原義博	川崎成敏	安藤和文	下高隈町	※理事長	
	西祓川町	川東町	串良町細山田	肝付町富山	串良町上小原	串良町有里	串良町岡崎	串良町下小原	串良町有里	串良町有里	串良町細山田	吾平町	川東町	笠之原町	白崎町	旭原町	王子町	東原町	上祓川町				
			※総括監事	財産管理委員長	運営委員	工事委員	財産管理委員	※副理事長	財産管理委員	財産管理委員	工事委員	付帯事業対策委員	付帯事業対策委員	運営委員	付帯事業対策委員	工事委員	付帯事業対策委員長	財産管理委員	工事委員長	工事委員			

役員紹介



令和 3 年度 通常総代会開催

令和 4 年 3 月 30 日(水曜日)午前 10 時より鹿屋商工会議所においてコロナウイルス感染症蔓延防止対策の観点から規模を縮小した総代会(出席 20 名)と書面議決(50 名)による開催となりました。

議長に選挙区第 1 区の脇村 和郎総代を選出し、令和 2 年度の決算、令和 4 年度収支予算(案)等について審議いただき、全ての議案を原案のとおり可決承認されました。

総代定数 71 名：賛成 69 名・反対 0 名・欠席 1 名(議長は賛否から除く)

議 題

第 1 号議案 令和 2 年度事業報告、財産目録及び令和 2 年度一般会計収支決算の承認について

第 2 号議案 令和 2 年度特別会計収支決算の承認について

(監査報告)

第 3 号議案 令和 3 年度 一般会計第 1 回補正予算(案)の承認について

第 4 号議案 令和 3 年度 特別会計第 1 回補正予算(案)の承認について

第 5 号議案 笠野原発電機場改修事業借入償還計画の変更について

第 6 号議案 土地改良法第 30 条第 1 項第 5 号に基づく翌年度以降の債務について

第 7 号議案 押印廃止に伴う諸規程の改正について

第 8 号議案 複式簿記化に伴う諸規程の改正について

第 9 号議案 ダム管理規程の一部改正について

第 10 号議案 令和 4 年度 賦課金の賦課徴収について

第 11 号議案 令和 4 年度 役員報酬について

第 12 号議案 令和 4 年度 事業計画及び令和 4 年度一般会計収支予算(案)の承認について

第 13 号議案 令和 4 年度 特別会計収支予算(案)の承認について

第 14 号議案 令和 4 年度における基金の繰替え運用について

第 15 号議案 令和 4 年度 取引金融機関並びに余裕金預入先について

付帯決議



議長の脇村総代



来賓挨拶

九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所 鹿児島支所 山村支所長

令和2年度 収支決算の概要について

1. 一般会計収支状況

(1) 収入 (注) △は減額を表す。

(単位：円)

区分	組合費	補助金	補償費	諸収入	繰入金	繰越金	計
予算額	76,420,000	150,400,000	30,000,000	3,955,000	261,072,000	50,000	521,897,000
決算額	75,923,940	150,400,000	23,106,225	4,330,737	239,652,000	55,730	493,468,632
増減	△ 496,060	0	△ 6,893,775	375,737	△ 21,420,000	5,730	△ 28,428,368

(2) 支出

(単位：円)

区分	事務費	移設費	施設管理費	事業費	建屋改修費	財産費	予備費	計
予算額	110,077,000	30,000,000	64,840,000	157,480,000	500,000	157,000,000	2,000,000	521,897,000
決算額	103,090,838	23,433,000	53,508,985	156,060,900	317,548	157,000,000	0	493,411,271
増減	△ 6,986,162	△ 6,567,000	△ 11,331,015	△ 1,419,100	△ 182,452	0	△ 2,000,000	△ 28,485,729

2. 小水力発電事業

(1) 収入

(単位：円)

電気料	雑収入	保険金	繰入金	借入金	繰越金	計
188,802,157	67,517	0	0	0	79,180,050	268,049,724

(2) 支出

(単位：円)

人件費	委託費	旅費	借入償還金	修繕費	諸費	改修工事費	繰出金	積立金	調査費	支払消費税	計
1,383,600	517,440	0	7,658,496	4,183,300	1,996,605	1,788,000	159,111,000	25,900,000	68,822	15,139,700	217,746,963

3. 特別会計積立金残高(繰越金)の状況

(単位：円)

種目	金額	種目	金額
① 決済金積立金	20,610,667	⑥ 給水栓撤去費積立金	5,143,629
② 退職給与積立金	64,506,915	⑦ 発電事業欠損調整積立金	149,954,940
③ 団体営事業積立金	114,423,003	⑧ 発電事業建設改良積立金	46,584,453
④ 県営事業積立金	117,652,010	⑨ 財政調整基金積立金	120,979,000
⑤ 国営事業積立金	47,546,202	⑩ 用水使用賦課金積立金	42,866,812

令和4年度 事業計画について

1. 国営造成施設の維持管理

引き続き国営造成施設機能保全事業により基幹施設の長寿命化を図りつつ、県営農業水利施設保全合理化事業により末端施設の更新、農業水路等長寿命化・防災減災事業により施設整備を実施し、農業経営の安定及び維持管理費の軽減を図ってまいります。

2. 管水路の移設事業

3. 財源対策

現在稼働中の発電機場の適正な管理運用に努めると共に、地域用水環境整備事業(高隈地区)高隈ダム発電所の早期稼働に努めてまいります。

4. 賦課金の徴収業務

5. 畑地かんがい営農推進

6. 施設の多面的機能の発揮及び環境への配慮・安全管理の強化等に対応した管理体制の整備を図ってまいります。

事業を実施すると、断水を伴います。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年度 改良区の状況と賦課金の単価について

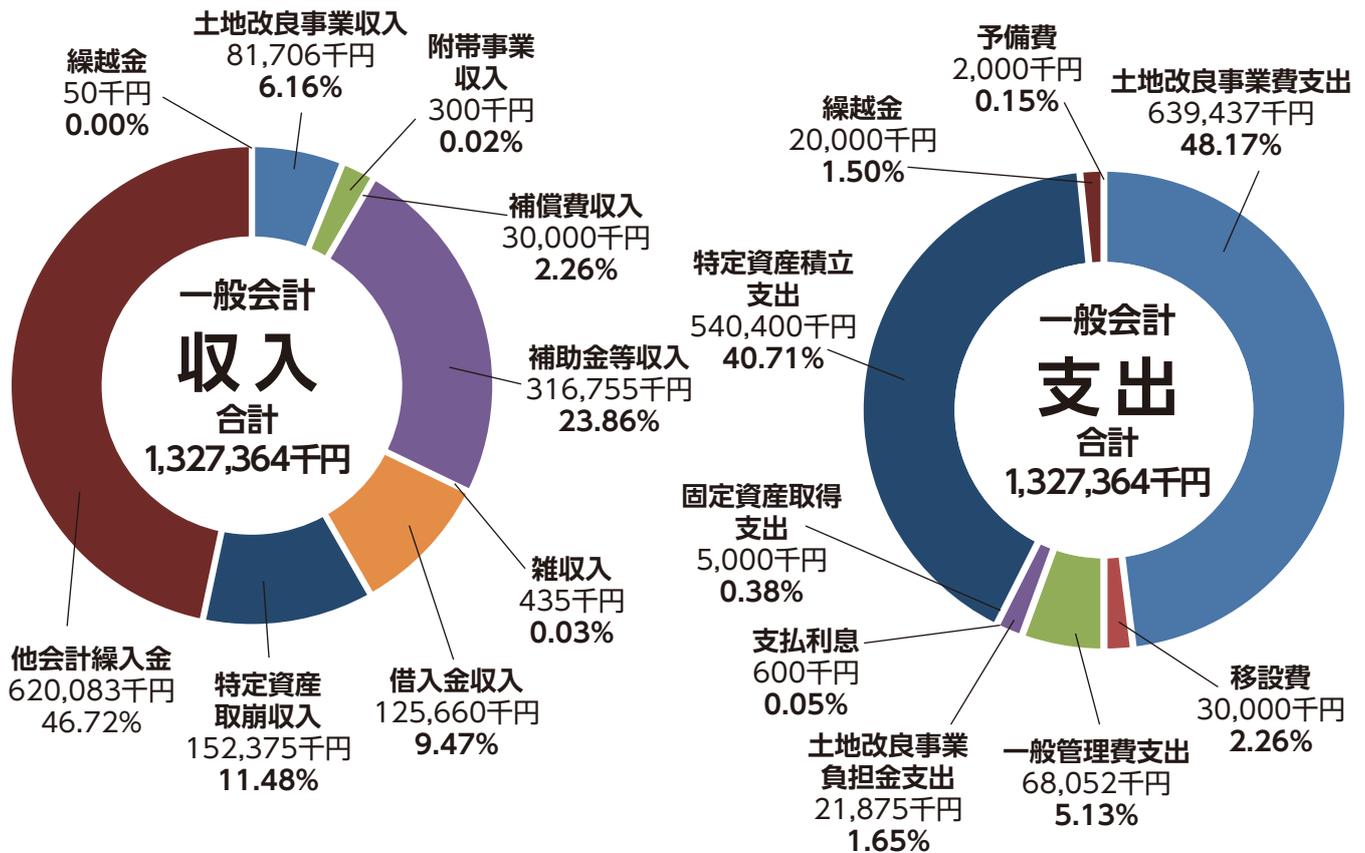
土地改良区の状況	組合員数 3,586人 (鹿屋市 3,117人, 肝付町 85人, 他 384人)	賦課面積	2,325ha
----------	---	------	---------

令和4年度の賦課金の単価は、通常総代会において下記のとおり承認されました。

賦課金の単価は今年も据え置かれました。宅地転用等による受益面積の減少など、財源確保は厳しいものがあります。減少分に対しましては、発電事業や用水賦課の特別会計から繰入しながら、経費の節減に努めてまいります。組合員の皆様には、コロナ禍の中一層厳しい農業情勢ではありますが、土地改良区の運営費ですので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

	共通	管理	合計	※賦課金の納期は下記のとおりです。	
				発行日付	納入期限
一般作物	3,000円	0円	3,000円	6月1日	6月30日
畑作水稲	3,000円	5,000円	8,000円	8月1日	8月31日
茶防霜	3,000円	3,000円	6,000円	8月1日	8月31日

令和4年度 一般会計収支予算の概要



土地改良法改正に伴い令和4年度から会計基準が変わりました。「貸借対照表」の作成が義務化になり単式簿記から複式簿記へ移行することとなりました。

令和4年度 特別会計収支予算の概要

小火力発電事業会計

収入	科目	予算額 (円)
発電事業収入		150,000,000
特定資産運用収入		2,000
雑収入		1,000
他会計繰入金		117,300,000
繰越金		10,000,000
計		277,303,000

支出	科目	予算額 (円)
発電事業費		17,990,000
一般管理費		14,900,000
借入金返済支出		7,500,000
支払利息		1,300,000
固定資産取得支出		500,000
特定資産積立支出		117,300,000
他会計繰出金		116,813,000
繰越金		1,000,000
計		277,303,000

用水使用賦課金積立金

収入	科目	予算額 (円)
用水賦課金収入		11,000,000
雑収入		250,000
繰越金		35,000,000
計		46,250,000

支出	科目	予算額 (円)
維持管理費支出		4,000,000
運営事務費支出		300,000
他会計繰出金		24,070,000
計		28,370,000

令和3年度 事業報告

国営事業 管水路布設替工事及び破損した管水路の修理など



県営事業 県営・団体営管水路布設替工事及び給水栓設置工事など



団体営事業 ダム取水施設の整備・ダム発電所建設・団体営管布設替えなど



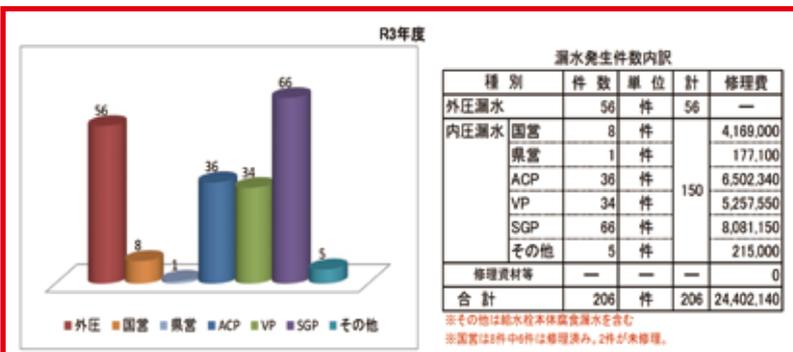
漏水の状況 令和3年度に発生した漏水事故は206件でした。その内、内圧漏水(自然漏水)事故は150件で老朽化によるものです。
 また、**国営管水路の漏水も数件発生しています**。今後も上記の事業等を活用し、施設の更新を図り、適正な維持管理に努めて参ります。

組合員の皆様へのお願い

このような事業実施にあたっては、施工業者が事前説明やご挨拶に訪問することがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

不明な点がありましたら改良区事務所までお問合せください。

笠野原土地改良区 管理課
 電話0994-45-3000



事務連絡

土地改良区の経常賦課金の面積は4月1日付けで確定します。

土地の売買等については3月までに、直接、土地改良区へ申し出てください。当該年度になってからの売買等については、当事者間で精算するのが原則です。

また、賦課通知書の面積は「合計(下図)」しか記載されていないので、明細の必要な方は申し出てください。

◎ 賦課金の納入は、便利で安全な口座振替で!

下記の金融機関で口座振替ができます。ご利用を希望される方は、改良区へご相談ください。

- JA鹿児島きもつき ● 郵便局 ● 宮崎銀行
- 宮崎太陽銀行 ● 鹿児島銀行 ● 鹿児島信用金庫
- 南日本銀行 ● 鹿児島相互信用金庫
- 鹿児島興業信用組合 ● 九州労働金庫

※ 口座振替依頼書は、改良区にあります。ぜひご検討下さい。

賦課金納入通知書			
(組合員用)			
令和 4 年度	経常賦課金	共通全期	取扱い金融機関
発行番号	号	区域	JA鹿児島きもつき ◎本所 (9834001) ◎申良支所 (0035149) 郵便局 ◎ (02000-6-3474) 払込料金 加入者負担
住所	鹿屋市下高隈町4173-1		注意
氏名	笠野原 太郎 様		(1) この賦課金の算定に異議のある時は、この通知を受けた日の翌日から起算して、30日以内に申し出て下さい。 (2) この賦課の算定について不服のある場合は、上記異議申立てのほか、この通知を受けた日の翌日か
納入金額	15,000 円		
種別	単価	面積 m ²	金額(円)
経常費	3	5,000	15,000
上記の金額を令和 4 年 4 月 1 日までに納入して下さい。			賦課面積の合計
発行期日	令和 4 年 4 月 1 日		

畑の売買や相続などありませんか。

一、土地の売買や相続等で組合員資格が変更されたときは、必ず届け出てください。(法四十二一条)

二、届出がないと賦課面積が変わらないのでそのままの人に請求が行きます。

三、法務局や市町の手続きが済んでも土地改良区は変更されません。

四、知らずに何年も、人のものを払っていた例がありますので注意しましょう。

五、組合員名が、亡くなった方のままになっていると、文書など郵送出来なくなることがありますので必ず手続きをしましょう。また、住所変更された方も必ず連絡してください。

六、用紙は土地改良区にあります。遠隔地の方は郵送も出来ますので、「二報下り」。(注)双方の印鑑が必要です。

法務局・市町 届出 → 通知はありません
土地改良区 届出 → 組合員資格変更完了



漏水連絡のお願い

漏水を見かけたり、農機具等による突発的漏水事故が発生したときは、直ちに土地改良区へ連絡をお願いします。

電話(45-3000)

給水栓修理について



給水栓修理は部品代しかいただいております。依頼される場合はなるべく畑地番をお知らせください。
※土日祭日は応急処置しかできませんので、早めの依頼をお願いします。



トレンチャーやバックホーなどにより畑を掘削する時は改良区事務所で図面を確認し、パイプの埋設状況を把握しましょう。
電話では、パイプ位置を正確にお知らせ出来ないことがありますので、ご面倒でも事務所を訪ねいただき確認して下さい。
破損しますと修理費は原因者負担となりますので、充分注意しましょう！

トラクターによる畔の草刈による給水栓破損事故に注意しましょう!



破損した給水栓



給水栓を確認し目印を付けるなどの対策をお願いします!!

計画的な施設の改修工事に伴う断水連絡につきましては、広報車による放送や電話連絡または文書での通知を行っています。しかし、農作業中の給水栓破損事故やパイプの老朽化による漏水事故の場合は緊急に水を止め、その後の断水連絡になります。特に大口径の場合は、長期断水になることも予想されます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

断水連絡について

地区内の農地を宅地や畜舎等に転用するときは、土地改良区からの地区除外と決済金の納入が義務づけられています。
手続きがないと、いつまでも賦課金が請求されます。農業委員会と一連の手続きですので、無断転用にならないように注意しましょう。

農地転用について

盗水はみんなで監視しましょう

土地改良施設は、組合員の負担金で維持されています。したがって、加入していない土地や組合員以外の水使用はできないのが原則です。また、農地へのかんがい以外の水利用は別途契約が必要ですのでご相談ください。**盗水を見かけたら土地改良区へ連絡してください。**